

Hondaパワープロダクツ 賠償責任保険 補償のご案内

賠償責任保険 施設所有管理者特約セット

パワープロダクツの所有・使用・管理に起因して発生した賠償事故を補償します。

1 補償概要

日本国内において、パワープロダクツの所有・使用・管理により第三者の身体に障害を与えたり他人の物を壊したこと等によって法律上の賠償責任を負った場合に損害賠償金および費用をお支払いします。なお、被保険者はパワープロダクツの所有者・使用者・管理者の方となります。

■お支払いする保険金

【損害賠償金】

被害者に対する賠償債務の弁済として支払うべき金額（1回の事故につき保険証券記載の保険金額を限度とします。）

【損害防止費用】

事故発生後の損害防止軽減措置のために被保険者が支出した費用のうち必要または有益と認められる部分

【緊急措置費用】

応急手当、護送その他の緊急措置に被保険者が要した費用

【訴訟費用】

被保険者が訴訟、仲裁、和解、調停に要した費用（弁護士報酬を含みます。）

※損保ジャパンの承認を得て支出した費用にかぎります。

【協力費用】

損保ジャパンが直接被害者と折衝する場合に、これに協力するため被保険者が支出した費用

●法人・自治会・団体のご契約者さまへ（共同購入者間の補償付き）

製品使用者と被害者が、第三者であれば会員同士間でも補償します。

（例）自治会で購入した除雪機を、同自治会員Aが使用中に同自治会員Bの車をキズつけた場合も補償します。

2 対象製品

除雪機、耕運機、発電機、動力噴霧機、高圧洗浄機、運搬機、刈払機、草刈機、芝刈機（歩行用および乗用）、Miimo

3 保険金額と保険料（保険期間1年間 払込方法：一括払）

補償内容 (賠償責任保険)	保険金額	
	エコミープラン	基本プラン
身体賠償 (1名・1事故あたり)	3,000万円	1億円
財物賠償 (1事故あたり)	1,000万円	
免責金額 (自己負担額)	1,000円	
保険料	5,000円	7,000円

保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合

(1) 保険金をお支払いする主な場合

損害賠償金	示談・調停・裁判上の和解・判決等により確定した賠償金。(ただし、1回の事故につき保険金額を限度とします。自己負担額は1,000円となります。)
訴訟費用	訴訟になった場合の訴訟費用や弁護士報酬など。(ただし、1回の事故につき損害賠償金が保険金額をこえる場合は、保険金額の損害賠償金に対する割合でお支払いします。) ※損保ジャパンの承認を得て支出した費用にかぎります。
その他の費用	被害者に対する応急手当、緊急措置などに要した費用など。

(2) 保険金をお支払いできない主な場合

- ①故意によって生じた賠償責任
 - ②被保険者と世帯を同じくする親族に対する賠償責任
 - ③屋根、とい、扉等から入る雨または雪等による財物の破壊に起因する賠償責任
 - ④被保険者が所有、使用、管理する財物の損壊についてその財物に対し正当な権利を有する者に対する賠償責任
 - ⑤地震・噴火・津波によって被った賠償責任
- など

ご契約にあたってのご注意

- このチラシは概要を説明したものです。詳しい内容については、「賠償責任保険普通保険約款および特約条項」をご参照ください。
- 法律上の損害賠償責任が生じないにもかかわらず、被害者に支払われた賠償金・見舞金等は保険金のお支払対象となりません。
- この保険では、保険会社が保険の対象となる方（被保険者）に代わって被害者との示談交渉を行う「示談代行サービス」はございません。賠償責任を負う事故が発生した場合には、損保ジャパンとご相談いただきながら被保険者ご自身で被害者との示談交渉をすすめていただくこととなります。
- この保険契約と補償範囲が重なる他の保険契約がある場合は、ご契約時にお申し出ください。また、ご契約後にこの保険と補償範囲が重なる他の保険契約を結ぶ場合は、取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。
- 保険証券は大切に保管してください。なお、1か月を経過しても保険証券が届かない場合には、取扱代理店または損保ジャパンまでご照会ください。

万一事故にあわれたら・・・

- 事故にあわれたら、ただちに取扱代理店または損保ジャパンまでご連絡ください。第三者に対する賠償事故の場合、示談交渉は必ず損保ジャパンとご相談いただきながらおすすめてください。事前に損保ジャパンの承認を得ることなく損害賠償責任を認めたり、賠償金等をお支払いになった場合は、その一部または全部について保険金をお支払いできないことがあります。
- その他の必要な書類については、損保ジャパンよりその都度ご連絡させていただきます。

【事故サポートセンター】

0120-727-110

【受付時間】

平日/午後5時～翌日午前9時

土日祝日(12月31日～1月3日を含みます)/24時間

※上記受付時間外は、損保ジャパンまたは取扱代理店までご連絡ください。

●引受保険会社



損害保険ジャパン株式会社

自動車開発第二部 営業第一課

〒160-8338

東京都新宿区西新宿1-26-1

TEL 03-3349-3302

受付時間：平日の午前9時から午後5時まで

お問い合わせ先（取扱代理店）

ホンダ開発株式会社 保険サービス部 パワープロダクツ担当

〒351-0114 埼玉県和光市本町5-39

TEL: 048-452-5815

FAX: 048-452-5833

☎: 0800-111-5815（通話料無料）

受付時間：9:30～17:30

（土日・夏季/冬季連休・GW、弊社指定の定休日を除きます）